懇話会条例構成案

前文(仮置き)

- ・歴史的背景・現在の北本市の情勢
- ·これからのまちづくりの方向性 ·条例制定の目的 (この条例の制定過程)

(子育てに関すること・みどりの保全に関すること)

(基本理念)まちづくりの主体は市民であること

北本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、縄文時代に先人が居 を構え、大宮台地に位置する恵まれた環境のもと、緑豊かな自 然をはぐくみ、長い歴史のときを刻んで、今日に至っています。 新しい世紀を向かえ、地方自治の在りようは変わり、これま での中央集権型の行政運営から、地方分権型の行政経営へと移 行されました。また、近年の地方行政を取り巻く情勢は、少子 高齢化、高度情報化社会、環境問題への対応、国と地方の以 構造の再編等、大きな転換期を迎えています。今後、地方公共 団体は、時代の変化に対応した地域社会の創造が求められてい ます。

そのため、市民、市議会、市長及び市職員それぞれの責務を明らかにし、情報を共有しながら、市民と行政の協働による同性豊かな、自立した北本市を構築するとともに、すべての市民一人ひとりが個人として尊重され、住みやすさと幸せを感じて生活できる、「緑にかこまれた健康な文化都市」を北本市のりまるできる、次世代に引き継いで行くことが必要です。即ち、これからのまちづくりは、私たち市民が主役となり、市民から信託を受けた市長及び市議会と協力して、諸課題を解決していかなければなりません。

私たちは、これら北本市における自治の基本理念のもとに、自治のさらなる進展を図るべく、ここに「北本市自治基本条例」を制定します。

プロジェクト・チーム修正案

「プロジェクト・メンバーの意見」

- ・主語が明確になっていない点や曖昧な表現がある(「将来都市像」とは未来に向かっていく都市像であり、次世代に引き継ぐべきものではない等)ため全体的に文章を整理する必要がある。
- ・「これら北本市における自治の基本理念」は何を示すのかを明確にしておく必要がある。
- ・各項目、条文を反映させるかたちで前文を見直す必要がある。
- ・「前文」「目的」「この条例の位置付け」「基本原則」については、 この条例の中心部分であり、将来的に改正を行うことは難しい 項目であることから充分な議論のもとに作成する必要がある。

「懇話会委員の意見」

- ・旧石器時代に人が住んでいたようなので、「大宮台地の緑豊かな自然環境のもと、長い歴史の…」としてはどうか。
- ・4行目から 9 行目は現在の地方自治の動向なので、これほど詳しく触れる必要はないのではないか。
- ・「そのため」以降は、目的の項で記載すべき事項ではないか。
- ・主役である市民がどのようなまちを目指すのか、どのようなま ちにしたいのか、市民の思いがわかる表現にしたい。
- ・北本市の理想像、自治の基本理念がわかりづらい。
- ・私たち市民が主役となり「結果責任は市民にあるという自覚のもとに」を追加したい。
- ・「稲作等の農地としては、必ずしも恵まれていませんでしたが、 先人の知恵と工夫と努力の成果として緑豊かな自然を現在に残 してきました」としてはどうか。
- ・「市長及び市職員」の記述は目的の条項に合わせ、「市の執行機 関等」に変更してはどうか。
- ・まとめの部分を「これからのまちづくりに向け、私たちは、私 たち市民が主役となり、すべての結果責任を自ら負うことを責 務として、市民から信託を受けた市長及び市議会と協力して、 北本市の将来都市像を実現することを自治の基本理念として自 治のさらなる進展をはかるべくここに「北本市自治基本条例」 を制定します」に変更してはどうか。

< 第18回懇話会(11月23日)会議録から>

- ・基本原則は、市民が主役となり、結果責任は市民にあるという理解 のもとにまちづくりを進めること。
- ・前文には、条例を検討するにあたってこのようなことを話し合いましたという説明を盛り込むことが必要。北本市の状況や地方自治のあり方、北本市のこれから進むべき方向等について記載する。
- ・条例の名称は「自治の原則に基づき誰もが住み易い北本市をみんな の手で実現していくための基本を定める条例」でもよい。
- ・憲法や地方自治法は国の役人が作ってきたものだが、今回の条例は 北本の市民が作っている。その点が今までの法との違いであって、 まさに今、我々はこの条例を自分たちのために作っている。
- ・この条例を検討するきっかけは市からのアプローチによるものだが、これまでまちづくりを進めるにあたって市民としてどうしたらいいかを常に考え、我々が条例を作る形で進めてきた。
- ・高齢者や子育てや環境問題など、今現在ある問題を市民参画や協働により個々の問題を解決していくことをこの条例で謳っておけばよい。

<第21回懇話会(2月9日)会議録から>

・これまでの討議の中で、自治に必要なものとして、参画・協働の推 進と情報の共有が中心になるということが明らかになった。

第1章 総則

- 2 目的
- ·基本理念に基づき、市民・市議会・執行機関の責務を明らか にする
- ・3 者の協働により、住民自治が確立し、誰もが安心して生活できる豊かな地域社会の実現を図る

この条例は、<u>前文に掲げる基本理念に基づき、北本市の</u>自治の主役である市民と、市議会、<u>市の執行機関である市長及び市職員が各々</u>の責務を明らかに<u>し、住民</u>自らが参画し、<u>情報を共有し、</u>協働することにより、住民自治<u>のもと、</u>安心して生活ができる<u>北本市</u>の実現を図ることを目的とする。

- ・懇話会案に、市職員が市長と同列に記載されているのは、職員にもその責任を自覚してもらい、しっかり頑張って欲しいという市民の思いが込められている。条例制定の際にたとえ削られたとしても懇話会としては、市長への報告の中に職員の責務を残しておきたいという意向がある。
- ・懇話会では、条例制定の目的は「自治の実現」と「まちの実現」と考えている。

1 (目的)

この条例は、<u>北本市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、</u>自治の主役である市民<u>の権利と責務並びに</u>市議会、<u>執行機関</u>の責務を明らかに<u>するとともに、市民</u>自らが<u>まちづくりに</u>参画し、<u>市議会、執行機関等と</u>協働して、住民自治<u>を実現し</u>、<u>誰もが</u>安心して生活できるまちの実現を図ることを目的とする。

<プロジェクト・チームの修正提案箇所>

・市長と職員の責務を第9条、第10条として別々の項目で規定しているため、ここでは、市長と職員を執行機関として、教育委員会、農業委員会等を含む形で整理した。

【条文作成の背景】

この条例の基本理念は、市民、議会、執行機関がそれぞれの役割を担い、協働して「自治の実現」と「まちの実現」をすることとしたため、この条例の目的は、条例の基本理念を「市民自らがまちづくりに参画し、市議会、執行機関等と協働して、住民自治を実現し、誰もが安心して生活できるまちの実現を図る」こととしました。

また、市民ワークショップの際に議論した理想の北本市は、「老若男女、障害を持った人、全ての人が終の棲家として安心して暮らせるまち」であったことから、「まちの実現」については、「誰もが安心して生活できるまち」という表現にしました。

4月12日会議において

・「北本市のまちづくりに関する基本的な事項を定め」の部分を 「北本市の自治の基本原則を明らかにし」に改めた方がよい という提案が出され、了承された。

33 この条例の位置づけ

・北本市の最高規範であることを定義する

この条例は、市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

2 (条例の位置付け)

この条例は、市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

【条文作成の背景】

この条例は、北本市の自治に関する基本を定める条例であり、この条例の理念のもとに市政が運営されるべきであるという考えから、条例には上下関係はないものの、この項目でこの条例を市の最高規範として定義することにより、この条例の理念が他の全ての条例、規則に反映される形にしました。

懇話会では、この条例を中心に他の条例がツリーの形で位置付けられる構造にすべきと考えました。

3 定義

・市民・事業者・協働・執行機関・参画・コミュニティ等について 定義する

この条例における用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び市内で 事業を営むもの又は活動する団体等。
- (2) 事業者 市内で営利または非営利の事業活動を行うもの。
- (3) 協働 市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに対等の立場で共通の目標に向けて、協力することをいう。
- (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、 監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 参画 企画立案から実施、評価に至るすべての過程に参加し、 意思決定にかかわることをいう。
- (6) コミュニティ 地域社会を形成する組織及び集団

3 (定義)

この条例における用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び市内で事業を営むもの又は活動する団体をいう。
- (2) 事業者 市内で営利を目的とする事業活動を行うものをいう。
- (3) 協働 市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割と 責任のもとに対等の立場で共通の目標に向けて、協力することをいう。
- (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 市 市議会及び執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (6) 参画 企画立案から実施、評価に至るすべての過程に参加し、意思決定にかかわることをいう。
- (7) 地域コミュニティ 自主的に結ばれた地域社会を形成する 住民組織及び集団をいう。

<プロジェクト・チームの修正提案箇所>

- ・「市」の定義を追加した。
- ・「コミュニティ」を「地域コミュニティ」に変更し、内容 を整理した。
- ・定義については、全ての項目の整理が終わってから法規担 当者と相談して文言の整理を行う。

第2章 自治の基本原則

- 4 基本原則
- ・情報共有の原則・参加の原則・協働の原則
- ○市民が相互に助け合うコミュニティ活動
- 1 市民、市議会及び<u>市</u>は、まちづくりに関する情報を<u>積極的に公</u> 開し、共有するものとする。
- 2 市民は、市政に関わる企画立案、意思決定、実施及び評価、条例の制定改廃等あらゆる過程において、主体的に参加するものとする。
- 3 市民、<u>市議会及び市</u>は、それぞれの役割を踏まえ、協働するものとする。
- 2.1 コミュニティ及び自治会活動の意義と推進
 - ・市民の自治会及びコミュニティへの参加の努力義務
- 1 <u>市民は、地域の自主的な連帯及び課題解決のため、自治会及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参画するよう努めるも</u>のとする。

4 (基本原則)

- 1 市民、市議会及び<u>執行機関</u>は、<u>それぞれが持つ</u>まちづくりに 関する情報を共有するものとする。(情報共有の原則)
- 2 市は市民の市政への参画の機会を保障し、市民の意思を市政に反映させるものとする。(参加の原則)
- 3 市民<u>及び市</u>は、それぞれの役割を踏まえ、協働して<u>まちづく</u> <u>りを進めるもの</u>とする。(協働の原則)

< プロジェクト・チームの修正提案箇所 >

- ・市民の市政への主体的な参画については、市民の責務に努力義 務として規定した。
- ・市民が市政の「あらゆる過程」に参加することは難しいため、「参画の機会を保障」し、「市民の意思を市政に反映させる」という表現に改め、整理した。
- ・市民間の協働もあるとの考えから、自治会及び地域コミュニティへの参加については、「5市民の権利と責務」の項目に努力義務として定義した。

【条文作成の背景】

基本理念を「まちづくりを進めるための基本的な考え方」、基本原則を「まちづくりの具体的な進め方」という形で整理し、基本理念を前文の中で明らかにしたうえで、基本原則を一つの条項として定めました。

条例の基本理念を「市民自らがまちづくりに参画し、市議会、執行機関等と協働して、住民自治を実現し、誰もが安心して生活できるまちの実現を図る」とし、協働、参画を進めるためには、市民と議会、執行機関のそれぞれが情報を共有することが前提条件であることから、自治の基本原則を、「協働の原則」、「参加の原則」、「情報共有の原則」の3つの原則として整理しました。

懇話会の基本的な考え方として、協働のまちづくりを進めるためには、市民が市政へのあらゆる過程に参画するのが理想の形であることとしました。

4月12日会議において

・原則の記載順を3.2.1の順にすることが提案された。

第3章 市民

第1節 市民

- 5 市民の権利・義務
- ・知る権利と参画する権利・等し〈行政サービスを受ける権利
- ・行政サービスの享受に対する対価支払義務
- ・まちづくりへの参画の努力義務

(市民の権利)

- 1 市民は、市政に参画する権利及び市政に関して知る権利を有する。
- 2 市民は、行政サービスの提供を等しく受ける権利を有する。(市民の義務)
 - 1 市民は、行政サービスに伴う、納税及び使用料等を負担する 義務を果たすものとする。
 - 2 市民は、主体的にまちづくりに参画し、<u>豊かな地域社会の形</u>成に努めるものとする。
- 15 参加の権利・責務から
 - 1 市民は、まちづくりの主体であり、市政に関わる企画立案、 条例等の制定・改廃、実施、評価など、あらゆる過程に参加する 権利を有する。
 - 2 市民は、豊かな地域社会の形成を目的に、自らの判断と責任の下で、市政への参画に努めるものとする。

5 (市民の権利と責務)

- 1 市民は、<u>まちづくりの主体として、</u>市政に関する情報を知る 権利及び市政に参画する権利を有する。
- 2 市民は、行政サービスに伴う、納税及び使用料等を負担する 義務を果たさなければならない。
- 3 市民は、<u>まちづくりの主体であることを認識し、積極的に</u>ま ちづくりに参画するとともに、<u>住民相互の連携</u>に努めるものと する。

< プロジェクト・チームの修正提案箇所 >

- ・市民の権利として「知る権利」と「参加する権利」を規定し た。
- ・納税の義務を明らかにした。
- ・積極的なまちづくりへの参画と住民相互の連携を市民の努力義務とした。

【条文作成の背景】

市民が持つ基本的な権利として、「市政に参画する権利」、「市政に関する情報を知る権利」を規定しました。市民が行政と協働してまちづくりを進める前提条件として、行政側から市民への市政に関する情報提供と市民の積極的な市政への参画が不可欠であることから、これを「市民の権利」として位置付けました。

一方、市民の責務については、納税の義務は憲法にも国民の義務として位置づけられてはいますが、税は市の財務の根幹を支えるものであり、また、市民の行政サービス享受の対価として守られるべき義務であることから、あえてこの条例にも規定することにしました。

その他、市民ワークショップでは、市民の責務として、自治会やコミュニティ活動への参加を市民の義務として規定すべきであるという意見もありましたが、「まちづくり」は、自治会やコミュニティ活動を含めた「地域活動」の一部であり、市民が主体となって「まちづくり」を進めるためには「地域活動」への積極的な市民の参加が必要であることから、自治会やコミュニティ活動への参加を「住民相互の連携」という表現にし、市民の努力義務という形で定義しました。

- 6 事業者の権利・義務
- 市政に参画する権利と知る権利
- ・地域社会の一員としてまちづくりに寄与する努力義務

事業者は、 $\underline{\hat{\pi}}$ 条 (もしくは「前条」) に規定する市民の<u>権利及び</u> <u>義務</u>を果たすとともに、<u>市民の</u>住環境に配慮し、地域社会との調和 を図り、市民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるも のとする。

6 (事業者の責務)

事業者は、<u>前条に</u>規定する市民の<u>責務</u>を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、市民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

<プロジェクト・チームの修正提案箇所>

・事業者の権利は、市民の項目で規定があるため、ここでは 事業者の責務を規定した

【条文作成の背景】

懇話会では、圏央道や上尾道路等の整備に伴う民間開発により発生する新たな環境問題や、新規に市内出店する事業者の行為による生活環境の変化等に対応するため、事業者に対し、地域社会への貢献や生活環境を守るべき責務を課す規定を盛り込む必要があると考えました。これは、別に開発を規制する条例等を定める際に根拠となる条文です。

グループ間協議では、事業者が市内に進出してきて新たに環境等の問題を引き起こす事例だけを捉えるのではなく、実際、既存の事業者が地域への社会貢献活動を積極的に行っている事例があることも視野に入れる必要があるという意見が出されました。

第4章 議会

- 30 議会
- ・市民が主権であり、議員は代表者であること
- ・市民の意見聴取の努力義務
- ・情報公開・情報提供の努力義務
- ・市民への説明責任義務
- ・公正・誠実な職務遂行義務

(市議会・市議会議員の役割と責務)

- 1 <u>市議会は、常に市民が主権者であることを認識し将来に向けたまちづくりの実現のために、与えられた権能(権限)の行使に</u>努めなければならない。
- 2 市議会は、<u>この条例の基本理念を実現するために広く市民か</u> ら意見を求めるよう努めなければならない。
- 3 市議会は、別に条例で定めるところにより議会が保有する情報を公開すると共に、会議の公開及び情報提供の充実により、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 4 議会は、<u>開かれた議会運営のため</u>、市民にわかりやすく説明 し、対話できる場や機会を設けるように努めるものとする。
- 5 市議会議員は、表決その他議会活動に関し、市民への説明責任を果たすと共に、市民の信託に応え公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

7 (議会の責務)

- 1 議会は、<u>意思決定機関として、市民の意思が市政の運営に反</u> 映されるよう活動しければならない。
- 2 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明する機会を設けるように努めるものとする。

<プロジェクト・チームの修正提案箇所>

- ・懇話会案4について、事務局は3月8日の懇話会で議員の責務 ではないかという提案をしたが、市民が参加できる開かれた議 会であって欲しいという市民の希望であるため、残してほしい という要望を受けたため、2として整理した。
- ・懇話会案2は、「情報公開」の項目で「市」として触れているため削除した。
- ・懇話会案 5 は議員の責務であり、今後、議会基本条例等で検討、 定義すべき事項として削除した。
- ・議会基本条例を制定するのであれば、議員の責務等はそこで規定されるべきものと考える。

【条文作成の背景】

議会で決まったことが市民全員の合意になることが必要であるという考え方から、それを実現させるために以上の2点を議会の責務として位置づけました。

懇話会では、議会への要望として、より一層のチェック機能の強化、 議論の過程の明確化、議員個人の力量の向上等の意見が出され、市民 の思いを正しく反映させる議会であって欲しいという意見でまとま りました。

情報公開の視点では、本会議討論の状況をリアルタイムに動画で公開していることはとても良いことであり、他に議会が保有している情報等についても、より積極的に公開していく必要性があると考えました。

また、北海道栗山町や伊賀市で既に制定されている「議会基本条例」 についても研究し、制定することが望ましいという意見が出されまし た。

第5章 行政

- 23 市長の責務
- ・公平・公正・誠実に全力で職務に当たること
- ・この条例の理念のもとに自主・自立の協働のまちづくりの推進 進
- ・職員の適切な指揮監督と能力・知識向上の努力義務
- ・最小の経費で最大の行政サービスを提供する努力義務
- ・新たな行政課題に対応するための柔軟な組織運営
 - 1 市長は、<u>常に市民が主権者であることを認識し</u>、公平、公正 かつ誠実に職務にあたり、<u>全力を挙げて自治を育む責務を有す</u> る。
 - 2 市長は、市政の代表者として市民の信託に応えるとともに、 市の理想の将来像を実現するため、長期的な視点でまちづくり に取り組まなければならない。
 - 3 市長は、この条例の理念に基づき、市民との協働により自主・ 自立のまちづくりの推進に努めなければならない。
 - 4 市長は、職員を適切に指揮監督し、常に職員の能力や知識の向上に取り組むよう努めなければならない。
 - 22 市の執行機関の基本事項
 - 1 市は、市政の執行にあたっては、常に公平、公正かつ誠実に 行い、誰もが住みやすいと思えるまちづくりを目指さなければ ならない。
 - 2 市は、市民ニーズを積極的に把握し、行政サービスへの満足度を高めるとともに、常に最小の経費で十分なサービスが提供できる市政運営に努めなければならない。

8 (執行機関の責務)

<u>執行機関は、第4条の基本原則にのっとり、この条例の目的の</u> 達成のために必要な施策を講じなければならない。

<プロジェクト・チームの修正提案箇所>

・第 1 条の目的で、「市民の権利と責務並びに市議会、執行機関の 責務を明らかにする」と定義したため、ここでは執行機関の責 務を定義した。

9(市長の責務)

- 1 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。
- 2 市長は、市民ニーズを的確に把握し、行政サービスへの満足度を高めるとともに、常に最小の経費で十分なサービスが提供できる市政運営に努めなければならない。
- 3 市長は、職員を適切に指揮監督し、常に職員の能力や知識の 向上に取り組むよう努めなければならない。

< プロジェクト・チームの考え方 >

・「市の理想の将来像を実現するため、長期的な視点でまちづくりに取り組まなければならない。」については、総合計画を策定し、 まちづくりに取り組んでいることから除外した。

【条文作成の背景】

この項目では、市長の責務として、市の代表者であることを認識して市政執行にあたること、市民ニーズに応えるために直近の課題への対応はもとより、長期的な視点で市の将来を見据えた政策に取り組むこと等を位置づけました。

また、市長の補助機関である職員の指揮監督及び育成についても責務として規定しました。

ここで規定したもののほかにも、懇話会では、選挙公約の提示・説明及び実現に努めること、まちの独自性を打ち出すよう努めることなども市長の責務ではないかという意見が出されました。

24 職員の青務・育成

- ・自己研鑽の努力義務と市民と連携したまちづくりに取り組む 義務
- ・公正かつ能率的な職務執行と職員相互の連携・協力義務
- 1 職員は、市民の負託<u>によることを自覚し</u>、常に研鑚に努めると ともに、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなけ ればならない。
- 2 職員は、職務の執行に<u>際しては</u>、職員の相互の連携を深め、協力し、柔軟に対応するとともに、公正かつ能率的に行わなければならない。
- ・懇話会での議論は、最終的な条例案では削除されたとしても、職員にはしっかりと責務を自覚して取り組んで欲しいという思いを 込め、職員の責務についてこの項であえて規定することとした。

10(職員の責務)

- 1 職員は、市民の負託<u>に応えるため</u>、常に研鑚に努めるととも に、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなけれ ばならない。
- 2 職員は、職務の執行に<u>あたっては</u>、職員の相互の連携を深め、協力し、柔軟に対応するとともに、公正かつ能率的に行わなければならない。

<プロジェクト・チームの修正提案箇所>

・表現を一部修正した。

【条文作成の背景】

職員は自ら必要な知識の習得と向上に努め、最新の情報を収集し、 的確な判断と常に市民の立場にたった行動が求められること、また、 配属された課の職員という意識ではなく、北本市の職員であるという 意識に立ち、職員相互が連携・協力してまちづくりに取り組む責務を 有すると考え、2つの項目に整理し、責務として規定しました。

職員はまず自分が北本市民であるということを自覚し、それぞれがより良いまちづくりのために積極的に取り組んで欲しいというのが 懇話会の総意です。

第6章 市民のための行政運営

26 総合計画に基づく行政運営

市は、総合計画に基づいた計画的なまちづくりを実施するものとする。

11(総合計画等)

1 市は、<u>この条例の基本理念に沿って、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための構想及びこれを実現するための基本計画</u> (以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

<プロジェクト・チームの修正提案箇所>

・基本構想は地方自治法で策定を義務付けられているところだが、 総合計画は、自治の運営(まちづくり)を総合的・計画的に行 うための基本計画であることから、規定しておくこととした。

【条文作成の背景】

総合計画は、市の最上位計画であるため、この計画に基づくまちづくりを進めることを市の義務として位置付けました。

13 行政評価

- ・市民が参画する外部評価の実施とその結果を反映させる努力義務
- ・評価の公表と意見聴取義務
- ・行政評価に関する規定の委任
- 1 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、<u>市民が参画する外部</u>評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の進行管理に反映させるよう努めなければならない。
- 2 市は、評価の結果を市民にわかりやすく公表するとともに、市 民が意見を述べる機会を設けなければならない
- 3 前項に規定する行政評価に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

12(行政評価)

- 1 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、<u>行政</u>評価を 実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の 進行管理に反映させるよう努めなければならない。
- 2 市は、前項に規定する行政評価を行うにあたり、常に最善の 方法で行うよう改善に努めなければならない。
- 3 市は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表するととも に、市民が意見を述べる機会を設けなければならない。
- <プロジェクト・チームの修正提案箇所>
- ・どのような制度を整備するかを考えたうえで「別に定める」と 規定するのが望ましい。
- ・現在、本市が実施している行政評価は、実施要領に基づいて実施している「事務事業評価」と試行中の「施策評価」であり、市民参画は行っていないため、「常に最善の方法で行うよう改善に努める」とし、今後制度の充実を図る中で位置付けを検討することとしたい。

【条文作成の背景】

行政評価の実施目的は、「説明責任が果たされる行政の実現」、「効率的で質の高い行政の実現」、「市民の視点に立った成果重視の行政の実現」であることから、市民等が参加する外部評価を導入し、その評価結果を広く市民に情報開示するとともに、評価結果についても市民の意見を徴取する機会を設けることにより、事業の改善に生かされる仕組みが確立するものと考えました。

これを徹底するためには、その運用を定めた「行政評価手続き要綱」 等を整備し、常により良い方法で実施するよう改善していくことが必 要です。

27 行政手続

- ・行政手続条例への委任
- ·公正の確保·透明性の向上·市民の権利と利益の保護の努力 義務

執行機関は、行政運営における行政処分<u>に関する手続</u>について、 別に条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上及び、 市民の権利利益の保護に努めなければならない。

13(行政手続)

執行機関は、行政運営における行政処分<u>その他の手続</u>について、 別に条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上及び、 市民の権利利益の保護に努めなければならない。

【条文作成の背景】

市では既に北本市行政手続条例を制定し、市が行う仕事のうち、各種申請、不利益処分、行政指導、届出についてのルールを示し、行政運営の公正、透明性の向上と、市民の権利利益の保護に努めています。

そのため、この項目は、将来に渡ってこの行政手続条例の精神を担保するための規定としまました。

29 財政運営の基本事項

- ・健全な財政運営の努力義務
- ・財産の適正管理と効率的・効果的な運営の努力義務
- ·財政の計画·執行状況、財産管理状況のわかりやすい公表 努力義務

(財政運営の原則)

1 市長は、<u>市民参画を得て、常に財源確保の方策を工夫するなか</u>で中長的な財政<u>計画を定め、財源の使途については</u>効果・効率的な活用を図<u>るなかで市民生活の保護につながるセーフティネット機能を担保しつつ、</u>健全な財政運営に努めなければならない。

(財産管理の原則)

1 市長(市)は、<u>財産の管理運営計画を定め</u>財産の適正管理及び、 効率的<u>かつ</u>効果的な<u>運営</u>に努めなければならない。

(財政状況等の公表)

1 市長は、<u>市民参画による財政運営を推進するために</u>財政の計画・執行状況及び財産の保有状況等を分りやすく公表することに 努めなければならない。

(市税等の賦課徴収)

1 市長は、法及び、条例等の定めるところにより積極的に市税や 使用料及び、その他徴収金の賦課徴収に努めなければならない。

14(健全な財政運営)

市長は、中長期的な財政見通しのもとに、財源の効果的かつ効率的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。

15(財産管理の原則)

市長は、<u>市が保有する</u>財産の適正管理及び効率的な<u>運用</u>に努めなければならない。

16(財政状況等の公表)

市長は、財政の計画・執行状況及び財産の保有状況等を分りやすく公表するよう努めなければならない。

< プロジェクト・チームの修正提案箇所 >

- ・市民参画による財政運営を行うことは実質的に無理があるため、 財政状況を市民に分かりやすく公表することを努力義務とし、 全体の文言を整理した。
- ・市税等の賦課徴収については、規定する理由が不明確なため削 除した。

【条文作成の背景】

この項目では、限られた財源の中で、多様な行政サービスを提供するために、関係する財政運営の原則等について規定しました。

懇話会の議論では、健全な財政運営を行うためには、予算に関連して何らかの形で市民が関わることのできる機会を設ける必要があるという意見が多く出ました。そのため、財政計画、執行状況及び財産の保有状況等をより分かりやすく市民に公表することを市の努力義務として位置づけました。

また、財政をより効果的、効率的に運営する視点としては、受益者 負担の原則により不公平感の解消を図ること、費用対効果を追求し、 真に必要なもののみに財源を集中させること、NPO 等に代表される 市民活動団体との協働による運営等を進めること等が考えられます が、中長期的な財政見通しのもとに健全な財政運営を行うことを市の 努力義務としました。

さらに、財産管理については、厳しい財政運営が迫られる中、道路、

20080426 第 2 回懇話会検討資料 6

公園等の都市施設や学校、公民館等の公共施設の管理・運営について、
計画性を持ち適正に管理すると共に、経済的視点を踏まえた施設運営
を行うことを努力義務としました。

B-2 危機管理体制の確立

1 <u>市</u>は、安全・安心なまちづくりをめざすとともに、緊急時に、 総合的かつ機能的な活動が図れるよう、危機管理体制の確立に努 めなければならない。

17(危機管理)

市長は、安全・安心なまちづくりをめざすとともに、緊急時に、総合的かつ機能的に活動できるよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。

·「市」は議会を含むため、「市長」として整理した。

【条文作成の背景】

市民生活を送る上で安心、安全の確保は必要不可欠な条件であることから、市民の生命及び財産の安全性の向上に努めるとともに、関係機関と連携・協力し、緊急時に備え、危機管理体制を確立することを市の義務としましました。

- 第7章 自治の仕組み
- 第1節 情報公開·情報共有
- 7 情報の公開と共有
- ・市民の知る権利の保障
- ・積極的な情報公開と情報共有の努力義務
- ・公開会議の原則

市は、市民の知る権利を保障するとともに、<u>参画・協働によるまちづくりを推進するため、市の</u>保有する情報を<u>積極的に</u>公開し、市民と市のそれぞれが保有する情報の共有に努めなければならない。

4 基本原則から

市民、市議会及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開し、共有するものとする。

- 11 説明責任から
- 2 市は、市民に情報を積極的に公開し、公正で透明性の高い市政 運営を行うものとする。
- 19 附属機関等への参画と会議公開の原則から
- 2 審議会等の会議は、別に条例で定めるところにより、公開するものとする。

- 18(情報の公開と共有)
- 1 市は、<u>別に条例で定めるところにより</u>、市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。
- 2 市は、参画、協働によるまちづくりを推進するために、市民 と市のそれぞれが保有する情報の共有に努めなければならな い。
- < プロジェクト・チームの修正提案箇所 >
- ・情報公開条例との整合を図った
- ・この項目では、第 5 条「市民の権利と責務」で規定した「市民の知る権利」を情報公開条例において保障し、参画、協働によるまちづくりのために必要なまちづくりの情報を市民、議会、執行機関が共有することをそれぞれが努力する規定とした。

【条文作成の背景】

市民の市政への参画を推進するためには、まず、行政情報の共有が不可欠であるため、「情報の共有」についての項目を自治の仕組みの章の第1項目に位置づけました。

北本市情報公開条例が既に整備されているため、ここでは、市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならないこととし、その具体的なルールは情報公開条例委任する形で規定しました。

ここで規定する「情報」には、情報公開の側面からのものと市民の知る権利としてのものとがあり、市は「市が保有する情報」を公開するだけではなく、「市民が市政参画に必要な情報」は市民の立場に立ち、わかりやすく情報を公開していく必要があります。

「情報公開」は、基本的に市民からの請求により行政文書を公開するものですが、市民と行政が「情報共有」を図っていくためには、市は行政文書の公開にとどまらず、常に情報を発信していく必要があるというのが懇話会の意見です。

- 9 個人情報の保護
- ・個人の権利利益の保護の努力義務
- ・個人情報保護条例への委任

市は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報の開示、 訂正又は目的外<u>利用の中止等</u>を請求する権利を明らかにするととも に、<u>市民の基本的人権が最大限保障されるよう</u>努めなければならな い。

19(個人情報の保護)

市は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、削除又は目的外<u>利用等の中止</u>を請求する権利を保障するとともに、<u>個人の権利や利益を守るため、個人情報の保護に</u>努めなければならない。

<プロジェクト・チームの修正提案箇所>

・個人情報保護条例との整合を図り、文言を修正した。

【条文作成の背景】

市は積極的に情報公開を行う一方、個人が特定される情報を保護することが求められます。北本市では、既に北本市個人情報保護条例を定めているため、その運用については、個人情報保護条例に委任する形で規定しました。

懇話会の議論では、地域で子ども会の名簿を作る際に、学校に情報を照会しても個人情報保護の名目で情報が提供されずに名簿が作れない事例や、災害弱者支援のための名簿作成の際にも情報が提供されないなど、本来の趣旨とは違った法の解釈により公開されるべき情報が公開されない状況等もあり、これらを解消する問題があることが提案されました。

11 説明責任

・市民に対する市政に関する事項を説明する責務

- 1 市は、<u>政策形成等に関する事項について、情報の提供に努め</u> るとともに市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 3 市は、政策の立案・実施にあたり、<u>年度予算策定時を目処に</u> その課題とビジョンを明らかにし、市民に周知・理解させるため「市民委員会」を開催できるものとする。
- 4 前項の「市民委員会」の実施要項は、別に定めるものとする。

20(説明・応答責任)

- 1 市は、政策の立案・実施にあたり、<u>その内容や必要性等を</u>市 民に分かりやすく説明しなければならない。
- 2 市は、まちづくりに関する制度、施策および情報について市 民から説明の要請を受けた時には、分かりやすく、誠実に応答 するように努めなければならない。

< プロジェクト・チームの修正提案箇所 >

- ・この項目は、市が市民に市政について詳しく説明する責任を有 することと、市政に関する市民からの問い合わせに対し、誠実 に応答する責任を有することを規定した。
- ・「市民委員会」については、懇話会の議論の中で、条例の進行管理を行う委員会を設置することとし、「21北本市自治基本条例推進委員会」として規定したため、この項から削除した。

【条文作成の背景】

この項目では、執行機関及び議会の説明責任の原則を示しました。 この項目を検討する中で、地域食材供給施設建設に関する問題についての意見が出されました。この問題が発生した背景には、執行機関の市民に対する説明が足りなかったためではないか、市民への説明責任が果たされていなかったため、問題が起きたのではないかという意見が多く出ました。議会に対して説明しただけでは市民に対して説明したことにはならないというのが懇話会の意見です。

そのため、執行機関及び市議会は政策の立案及び実施の際にその内容と必要性を市民にわかりやすく説明する義務と、市民からの問い合わせがあったときに誠実に応答することを市の努力義務として規定しました。

第2節 協働・参画

- 14 参加・協働の推進
- ・執行機関の市民参加の推進の義務
- ・市民参加の環境整備と庁内体制の整備の努力義務
- ・市民参加の自主性の尊重
- ・他条例への委任
- ・執行機関の計画策定時における市民参画推進義務
- ・審議会委員選任時の一部公募と男女均衡配慮の努力義務
- 1 市は、<u>市政に関わる</u>企画立案、実施、評価<u>及び条例の制定・</u> 改廃などの各過程で市民の参加を推進しなければならない。
- 2 市は、まちづくりに関して、「市民と行政との協働による豊かなまち きたもと」を推進するうえで、異なる主体が対等な立場で共通の目的意識を持って取り組むことができるよう情報の提供に努め、相互理解とよりよい信頼関係を築くことができるよう市民参加への環境整備や庁内体制の整備に努めなければならない。
- 3 市は、協働を推進するにあたり、市民の<u>自発的</u>活動を支援するよう努めるものとする。<u>この場合、市の支援は市民の自主性</u>を損なうものであってはならない。
- 4 市民参加の具体的な進め方については、別に条例で定めるものとする。
- 15 参加の権利・責務から
- 4 市は、市民のまちづくり活動への参加を積極的に受け入れる とともに、市民の自主性及び自立性を尊重し、参加又は不参加 を理由に差別的な扱いをしてはならない。
- 16 総合計画等の策定における参画・協働から
- (計画策定の手続)
 - 1 市は、総合計画等重要な計画の策定に着手しようとするとき は、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。
 - (1) 計画の目的
 - (2) 計画策定の日程
 - (3) 予定する市民参画の手法
 - (4) その他必要とされる事項

- 21(参加・協働の推進)
- 1 市は、<u>政策の</u>企画立案、実施及び評価の各過程<u>において</u>市民 の参加を推進しなければならない。
- 2 市は、協働を推進するにあたり、市民の<u>公益的</u>活動を支援するよう努めるものとする。
- 3 市民参加の具体的な進め方<u>及び協働の推進に関する事項</u>については、別に条例で定める。

2 2 (審議会等)

- 1 <u>執行機関は、審議会等の委員を委嘱しようとするときは、</u>その委員の一部を公募により選考するよう努めなければならない。
- < プロジェクト・チームの修正提案箇所 >
- ・参加・協働の推進については、別条例をもって詳細を規定する 必要があるというのが懇話会の考え方であるため、基本的事項 を残し、詳細は別条例に委任する形とした。
- ・懇話会案 2 については、4 の基本原則とこの項の第 1 項に含まれるものとして削除した。
- ・審議会等委員に関しては、「全部の委員を公募で行う」ことは難 しいため、「委員の一部を公募するよう努める」という表現にし た。なお、審議会等委員の選任規定は別に要綱として整備され ている。

【条文作成の背景】

ここでは、3つの基本原則のうち、参加と協働について定義します。

参加・協働は、計画段階、実行段階、評価段階の各段階によってそれぞれ方法が違い、また、その方法は多様なものがあるべきです。

懇話会でも市民の意見を市政に生かす方策として、市民委員会を組織し、市民の意見を行政に反映させる仕組みを構築することや自治会やコミュニティがいかに市政に参画していくか等について議論しました。

17 意見の提出及び募集から

- 1 市は、<u>まちづくりに関する基本方針、総合的な計画、その他</u> <u>重要な政策の決定に際して、</u>立案から実施、評価について<u>、多</u> 様な市民の参画を推進しなければならない。
- 19 附属機関等への参画と会議公開の原則から (審議会等)
 - 1 市の審議会の委員の選任にあたっては、その委員の<u>全部又は</u> 一部を公募により選任するよう<u>努めるとともに、男女の均衡に</u> 配慮して選任するよう努めなければならない。
- ・「協働推進条例」及び「市民参加推進条例」制定の必要性

しかし、市民委員会は、市民参加を促進するための組織であり、自 治の基本を定めるこの条例に位置付けるものではなく、協働推進条例 や市民参加推進条例など、この条例のもとに整備される別の条例を検 討していく中で今回の議論を継続して位置付けすべきものとして整 理しました。

また、市内には、自治会が111団体、コミュニティ委員会が8団体あり、相互に連携し、市の全域をカバーしていることから、市民の意見を聞く場としてコミュニティ委員会を活用することは十分に考えられることについても意見が出されましたが、その活用を条文にどのように盛り込んでいくかを考えるとなると、やはり、この自治基本条例ではなく、自治基本条例のもとに整備していく条例に位置づけるべきものであるという意見でまとまりました。

なお、市民参加に関する細かい規定は、自治基本条例の下の条例を体系化していく中で自治会やコミュニティに深く携わっている人達にも委員として加わってもらい、改めて議論する中で個別条例として整備していかなくてはならないこととし、この項目では、協働、参加の基本的な事項のみを規定し、それを実践するための仕組みについては、別条例に委任する形で規定しました。

第2節 コミュニティ

- 2.1 コミュニティ及び自治会活動の意義と推進
- ・市民の自治会及びコミュニティへの参加の努力義務
- ・執行機関の自治会及びコミュニティ活動の推進義務
- 2 市は、活力のある地域社会の実現に寄与する自治会及びコミュニティ活動の推進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

23(自治会及び地域コミュニティ活動)

市は、活力のある地域社会の実現に寄与する自治会及び<u>地域</u>コミュニティ活動の推進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

<プロジェクト・チームの修正提案箇所>

・条文にあわせた見出しとし、「コミュニティ」を「地域コミュニティ」に変更した。

【条文作成の背景】

自治会や地域コミュニティの活動は、地域の課題解決等市民生活を営む上で欠かせないものです。

「5市民の責務」の項目に市民の責務として、この項目で自治会及びコミュニティ活動への参画を盛り込むことも検討しましたが、この項目で市の努力義務として自治会や地域コミュニティ活動の推進を図ることを明記し、その意義を強調することとしました。

自治会組織と地域コミュニティ組織が市内全体をカバーする自治体は、まだそう多くはなく、北本市の特徴の一つになっているということが、自治基本条例の先進地視察等で明らかになりました。

参加・協働の項目でも触れましたが、北本市の特性を活用し、自治会組織と地域コミュニティが今後どのように市政に関わってよりよいまちづくりをすすめていくのか、今後、その仕組みについて考えていく必要があります。

12 意見・要望・苦情への対応

・市民の意見提出方法に関する規定の委任 ・応答責任

- 1 市は、市民による市政への要望等があったときは、その内容 を速やかに精査し、適切な対応に努めなければならない。
- 2 市は、市民の権利の保護を図り、市民が受ける不利益救済及 び市民の多様な意見・情報・知識の幅広い収集に努めるものと する。
- 3 市は、必要がある場合等には、市民からの意見提出の方法に ついて別途定めることが出来る。
- 4 市は、市民ひとりひとりが、北本市民であることの自覚と誇りを醸成する環境づくりに努め、積極的な提言・意見を市政に反映するよう努めるものとする。

15 参加の権利・責務から

3 市民の市政への参加は、市民からの新たな行政課題の提案並 びに市民が知りえた情報に基づく市への通報等を含むものと し、市は上記の提案若しくは通報については誠意をもって対応 し、その結果を市民に開示するものとする。

24(意見・要望・苦情への対応)

市は、市民による市政への要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、適切な対応に努めなければならない。

- < プロジェクト・チームの修正提案箇所 >
- ・市民案 2 及び 4 は、それぞれ「5 市民の権利と責務」、「8 執行機関の責務」、「9 市長の責務」、「22参加、協働の推進等の項目」で規定している内容であるため、文章の整理を行い、この項目では、市民の意見・要望・苦情に対する市の対応について規定した。

【条文作成の背景】

この項目では、意見・要望・苦情等への対応の原則を示し、苦情等への対応について、行政が最低限市民に担保すべきものを規定しました。

市民の意見・情報・知識を幅広く収集することは、市民参画の手段の一つとして、また、多様な意見を考慮して意思決定を行うためにも必要であると考えます。

現在、市長への手紙という形で市政に対する市民の率直な意見を受け付けていますが、市民の意見は、市政運営のための大切な情報として、市民と行政とで共有し、大いに活用すべきものと考えます。

この項目は、行政が市民の意見を単なる苦情処理で終わらせるのではなく、将来に向けて市民と行政とが協働してまちづくりを行うための基本的な取り組み姿勢を確認するものとして定義しました。

17 意見の提出及び募集

・計画策定時の意見募集制度(パブリックコメント)

と意見への回答義務、公表義務

(市民意見提出制度)

市は、別に条例<u>(現在は要綱)</u>で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が市政に参画し、意見を述べることができる機会を保障するため、市民意見提出制度の確立に努めなければならない。

- 16 総合計画等の策定における参画・協働から
- 2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。
- 3 市は、前 2 項の規定により提出された意見について、採否の 結果及びその理由を付して公表しなければならない。

25(市民意見提出制度)

市は、別に条例で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が市政に参画し、意見を述べることができる機会を保障するため、市民意見提出制度の確立に努めなければならない。

< プロジェクト・チームの修正提案箇所 >

・現在の「パブリックコメント制度実施要綱」を条例として整理 する必要がある。

【条文作成の背景】

この項目に記載した事項は、パブリックコメント制度としてすでに 実施している内容のものですが、市政への意見提出権を確立すること、また、行政が市民からの意見を募集することを義務付ける規定と しました。

現在、パブリックコメント制度については、要綱を定めて運用していますが、要綱ではなく条例として定める必要があります。

第7章 住民投票

18 住民投票

- 1 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、議会の議決を経て住民投票を実施することができる。
- 2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじ め明らかにし、その結果を尊重するものとする。
- 3 市民は、議会の議員及び長の選挙に参加する権利をもつ者の、 〇分の〇以上の連署をもって、その代表者から、市長に対し住 民投票の請求ができる。
- 4 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める<u>ものと</u>する。
- ・懇話会の中の議論では、住民投票を行う事例については、合併の際に実施することくらいしか想定されないという声が多かった。

2 6 (住民投票)

- 1 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、議会の議決を経て住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。
- <プロジェクト・チームの修正提案箇所>
- ・住民投票実施の際の手続きについては、別に条例で定めるもの としているため、その詳細についてはここでは記載しないこと とした(昨年の懇話会で確認済)。

【条文作成の背景】

市民の手によるまちづくりを推進する上で、市の将来を左右するような「重要な案件」については、市民が直接判断する手段を担保する必要があります。

懇話会では、その「重要な案件」として、合併に関することを想定して議論しました。

条文には、住民投票について「できる規定」で盛り込むことにしま した。

この項目を議論した際の争点は、議会の役割との関係であり、これを考慮し、住民投票を実施する際には、「議会の議決を経て」実施するという形にしました。

さらに、投票人の資格等、住民投票の詳細に関する内容は、別に個別の住民投票条例の中で定めるものとしました。

第8章 他団体との連携

31 自治体・国との連携

(国及び他の公共団体との連携と協力)

1 市は、広域行政の推進と共通する課題解決のために、国<u>や</u>県 及び他の地方公共団体<u>と</u>連携、協力<u>しかつ先進事例等から学ぶ</u> ことに努めなければなりません。

(国際社会との交流と連携)

- 1 <u>市長は、個性のある、また、開かれたまちづくりを目指し、</u> <u>市民や事業者等の参画を得るなかで</u>広く国際社会との交流・連 携に努めなければなりません。
- ・懇話会では、北本市らしさや北本市独自の特色のある条文を考える中で「先進事例を学ぶ」という文言を規定した。

27(国及び他の地方公共団体等との連携)

市は、広域行政の推進と共通する課題解決のために、国、県及び他の地方公共団体との連携、協力に努めなければならない。

- < プロジェクト・チームの修正提案箇所 >
- ・「先進事例を学ぶ」という表現は、例規にふさわしい表現ではないことから削除した。

28(国際社会との交流と連携)

市は、<u>自治の確立と発展が国際的に重要であることを認識し、</u> 広く国際社会との交流・連携に努めなければならない。

- <プロジェクト・チームの修正提案箇所>
- ・議会や執行機関の交流・連携も想定されることから「市長」を 「市」に変更し、併せて文言の整理をした。

【条文作成の背景】

行政運営にあたり、国や県、他市町村との連携は必要に応じて行うべきものであり、他の自治体との比較において、参考にすべき事項は 積極的に取り入れるべきものと考えます。

国際社会との交流・連携については、緑の保存やゴミ減量に代表される自然・生活等環境問題の視点での取り組みについても進める必要であるという意見が出されました。

また、スポーツ交流による国際交流も行われており、市としてもこうしたことを機に国際交流に広がりを持たせることが可能となるのではないかと考えます。

これらの意見から、国及び他の地方公共団体等との連携の項目と、 国際社会との交流と連携についての項目をそれぞれ規定することと いたしました。

第9章 実効性の確保

20 市民委員会の設置

- 1 市に、<u>北本市自治委員会(仮称)</u>(以下「委員会」という。)を 置く。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。
- 3 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

- 29(北本市自治基本条例推進委員会)
- 1 市に、<u>北本市自治基本条例推進委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。
- < プロジェクト・チームの修正提案箇所 >
- ・委員会の名称を「自治基本条例推進委員会」とした。
- ・委員会については、別に条例で定める必要がある。

【条文作成の背景】

自治基本条例は作って終わりではなく、運用して初めて意味があるものです。そのため、この条例が正しく運用されているかどうかを検証し、さらには、条例の見直しについても検討する組織が必要と考えます。

委員会の形式は、市長の附属機関(諮問機関)とし、この条例の進行管理を行い、委員構成など詳細については別の条例等に委ねることとしました。

また、この委員会がどのような役割を担うべきかについても議論しましたが、チェック機関として条例の適切な運用、見直しの検討を主な役割とし、政策立案、予算編成などの役割については、市民の自発性に委ねるべき事項とし、協働推進に関する条例等の中で、今までの議論を継続して、その仕組み等を含めて検討していくこととしました。

32 この条例の検討・見直し

1 市は、この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、 5年を超えない期間ごとに検証及び見直しを行うものとする。

30(条例の検討及び見直し)

市は、この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証及び見直しを行うものとする。

<プロジェクト・チームの修正提案箇所>

・条例の進行管理は「自治基本条例推進委員会」が行うこととした。 たため、見直し時期は定めずに「必要に応じて検証・見直しを 行う」こととした。

【条文作成の背景】

自治基本条例の進行管理は、自治基本条例推進委員会が行うことになるため、社会、経済情勢等の変化により、条例の見直しが必要になった時に、必要に応じて、見直しを行う規定を設けました。

0 その他

北本市の特徴である「みどり」を含んだ環境の規定の追加を検討

0 その他

00(環境との調和と共生)

市及び市民は、環境が損なわれることのないように日常生活に おける環境負荷の低減に努めるとともに、環境と調和し、及び共 生するまちづくりを推進するものとする。

< プロジェクト・チームの修正提案箇所 >

- ・北本市の特徴である「みどり」について環境問題と併せて前文に記載し、市民のための行政の項目に「環境との調和と共生」 の項目を位置付け、北本市環境基本条例と整合を持たせること を提案する。
- ・雑木林の保護や緑地の保護等の細かい規定については、環境基本条例の下に別途規則等を設け、制度として整備していくものと考える。

【条文作成の背景】

市民ワークショップの時から一貫して、北本市の特徴として「みどり」が主張されてきました。

懇話会の会議でも、北本市における雑木林をはじめとした「みどり」を守る議論が毎回のようになされ、「みどり」が減少していく傾向を委員の誰もが憂いています。その状態に対処するためには、市が雑木林用地を買うなど何らかの制度を構築する必要があることが共通認識となりました。

「みどり」を守るための具体的な方策は、自治の基本を定める条例の中には規定できませんが、この条例の中にまちづくりの基本事項として環境保護に関する規定を設けることにより、将来、下位の条例または規則として緑地保護などの条例・規則を設けることが可能となると考え、この条文を規定しました。